

伊 勢 市 公 報

第 238 号
平成 27 年 10 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	2
告 示	
○ 自転車等放置禁止区域の変更について	7
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	9
選挙管理委員会告示	
○ 小俣町土地改良区総代選挙関係 ・ 当選した者の住所及び氏名について	10
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	12
公 告	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	13
○ 認証業務関連事務の委任について	14
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの結果公表について	15
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	16

伊勢手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第30号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第5号中「又は第172条」を削り、同条第4項第2号中「及び厚生年金基金による年金」を削り、同項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び平成24年一元化法附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）に基づく年金たる給付
- (4) 平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び平成24年一元化法附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）に基づく年金たる給付
- (5) 平成24年一元化法第4条の規定による改正前の私立学校教職員共済法に基づく年金たる給付

別表第4の5の項を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係

手数料を徴収する事務	金額
------------	----

<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この表において「省令」という。）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等に係る再交付の場合</p> <p>(2) 個人番号又は住民票コードの変更による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合</p> <p>(3) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付の場合</p> <p>(4) 国外への転出による通知カード又は個人番号カードの返</p>	<p>1枚につき 500円</p>
--	-------------------

納後の再交付の場合	
<p>2 省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等に係る再交付の場合</p> <p>(2) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合</p> <p>(3) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付の場合</p> <p>(4) 国外への転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合</p>	<p>1枚につき 800円</p>

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条第3項第5号及び同条第4項第2号の改正規定 公布の日
- (2) 第7条第4項第3号から第5号までの改正規定 平成27年10月1日
- (3) 別表第5の改正規定（同表1の項に係る部分に限る。） 平成27年
10月5日
- (4) 別表第4の改正規定及び別表第5の改正規定（同表2の項に係る部
分に限る。） 平成28年1月1日

伊勢市告示第95号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成25年伊勢市条例第19号）第9条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同条例第8条第3項の規定により告示します。

平成27年9月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

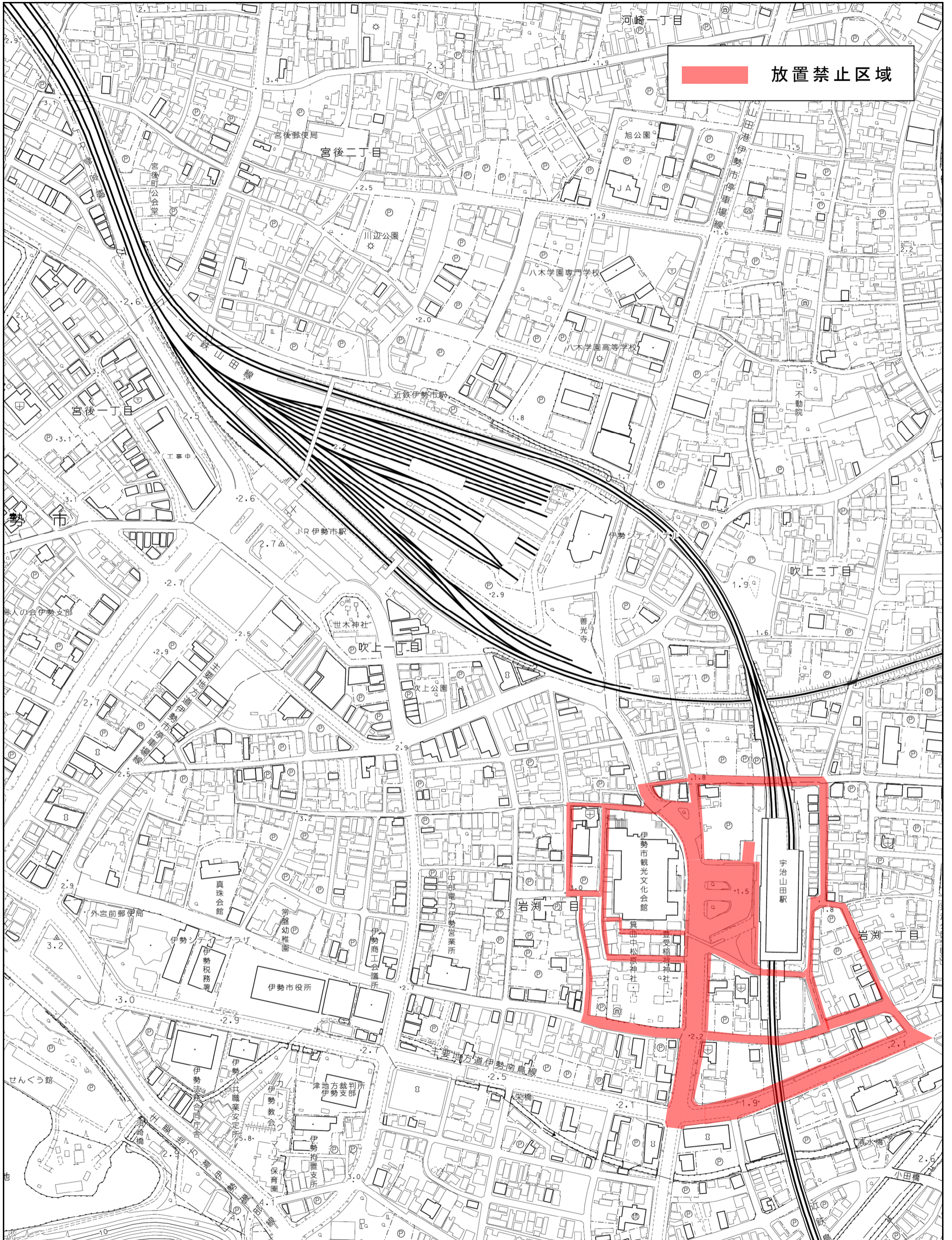
- 1 区域の変更が行われた箇所
主要地方道 伊勢南島線の一部
市道 岩淵線の一部
市道 岩淵根起松線の一部

- 2 変更後の区域を表示した図面
別図

- 3 変更の年月日

平成27年10月15日

伊勢市自転車等放置禁止区域



伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 27 年 9 月 18 日

伊勢市教育委員会
委員長 島 中 節 夫

記

- 1 日 時 平成 27 年 9 月 28 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 32 号 伊勢市立宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（校舎
建
築工事）の請負契約について
 - 議案第 33 号 伊勢市立宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（校舎
機
械設備工事）の請負契約について
 - 議案第 34 号 伊勢市立宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（校舎
電
気設備工事）の請負契約について

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

平成 27 年 9 月 16 日執行の小俣町土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 27 年 9 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

小俣町土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

小俣町土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数35人 当選人35人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	でぐち かずのり 出口 一徳	省略	きたづめ まさかず 北爪 正和
省略	いけやま たかし 池山 隆	省略	はしづめ かずゆき 橋爪 一幸
省略	こばやし かつみ 小林 克己	省略	あずま じょうたろう 東 丈太郎
省略	あおやま けんたろう 青山 憲太郎	省略	まつした のりお 松下 憲生
省略	みずたに もとひろ 水谷 元洋	省略	たかはた ひろふみ 高畑 博文
省略	きしだ としあき 岸田 敏明	省略	つじ 幸彦 辻 幸彦
省略	はしづめ あきら 橋爪 昭	省略	むらい 幸英 村井 幸英
省略	むらた よしひろ 村田 好弘	省略	はし けいいち 林 景一
省略	はせがわ きよし 長谷川 清	省略	つじ としかず 辻 敏和
省略	いわお あきら 岩尾 昭	省略	やまもと かずゆき 山本 一行
省略	みなみ よしひろ 南 吉浩	省略	わたなべ えいいち 渡邊 英一
省略	にしなか かずひろ 西中 和博	省略	なかがわ しげゆき 中川 重幸
省略	おくの たかし 奥野 隆史	省略	いぬい やすし 乾 靖
省略	べつとう すむ 別當 進	省略	まつだ えいいち 松田 栄一
省略	はた けいこ 畑 恵子		
省略	ふじわら よしあき 藤原 佳明		
省略	なかい かずみ 中井 一己		
省略	いわい まさひろ 岩井 政廣		
省略	あらかし だ ひであき 荒木田 秀明		
省略	やまにし ひろしげ 山西 弘重		
省略	にしやま たかひさ 西山 隆久		

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 27 年 9 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 9 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 27 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
二俣 1 丁目、一之木 4 丁目、大世古 4 丁目及び小俣町明野の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 68 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 27 年 9 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第 69 号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 65 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認証業務関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとしましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 27 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地方公共団体情報システム機構に認証業務関連事務を行わせることとした日

平成 27 年 9 月 25 日

伊勢市教育委員会公告第2号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市いじめ防止基本方針（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成27年9月16日

伊勢市教育委員会

委員長 畠中節夫

- 1 案の題名
伊勢市いじめ防止基本方針（案）
- 2 案の公告日
平成27年7月1日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局学校教育課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成27年9月18日

伊勢市消防長 竜田博史

1 指定催しの会場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線（曾祢交差点周辺）～伊勢市駅周辺
（別紙）

2 指定催しの名称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 東 友章

三重県商業協同組合 武田 馨

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。